

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 1 2 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 6 2 年上尾市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条ただし書」の次に「、第 1 0 条の 2」を加え、「第 1 9 条第 8 項、第 2 0 条第 2 項、第 2 2 条の 2 第 1 項、第 2 3 条」を「第 2 1 条、第 2 2 条第 2 項、第 2 4 条の 2 第 1 項、第 2 5 条」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 5 条中「を実施機関に提出し」を「により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、実施機関に報告し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の 2 第 1 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号に掲げる場合には、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 2 条に規定する懲役、同法第 1 3 条に規定する禁錮又は同法第 1 6 条に規定する拘留の刑の執行のため拘置されている場合を含むものとする。